別添１

地場産品基準

１ 野迫川村内において生産されたものであること。

２ 野迫川村内において返礼品の原材料の主要な部分が生産されたものであること。

３ 野迫川村内において返礼品の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うこと

により相応の付加価値が生じているものであること。

４ 野迫川村内において生産されたものであって、近隣の他の市町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。

５ 野迫川村の広報の目的で生産された野迫川村のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から野迫川村の独自の返礼品等であることが明白なものであること。

６ 前各号に該当する返礼品と当該返礼品との間に関連性のあるものと合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。

７ 野迫川村内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の

主要な部分が野迫川村に相当程度関連性のあるものであること。